



第2次寒川町教育振興基本計画改定と 後期実施計画策定におけるポイント

2025年10月14日

第2次寒川町教育振興基本計画改定におけるポイント

- 組織の見直しにより教育委員会に新設された生涯学習課所管事業を追加し、同課が所管する生涯学習推進計画である「学びプラン」との一本化を図る。
- 基本方針を学校（5つの柱）と社会教育(3つの柱)としていたが、社会教育に「多世代交流による青少年の健全育成機会の創出」の1柱を追加し、9つの柱に変更（P9～P10参照）
- 令和7年4月からスタートした教育大綱や町総合計画2040第2次実施計画との整合性を図り、計画体系を見直す。
 - 計画体系の学校教育に新たに「教職員の働き方改革推進事業」を加え、社会教育に「生涯学習振興事業」や「青少年健全育成事業」等を追加（P11参照）

後期実施計画策定におけるポイント

- 組織の見直しにより教育委員会に新設された生涯学習課が所管する施策の追加と新たな課題に対する取り組みを追加する。
 - 基本方針9「多世代交流による青少年の健全育成機会の創出」に基づく取り組み内容を追加（P15）
 - 子どもの読書活動の推進について重要な課題と捉え、子どもの発達段階にあわせた取り組み内容を整理（P31）
- 令和7年4月からスタートした教育大綱や町総合計画2040第2次実施計画との整合性を図り、重点施策を整理する。
 - 町総合計画2040第2次実施計画の事務事業を教育振興基本計画後期実施計画の重点施策として位置づける
 - 新規重点施策
 - 教職員の働き方改革推進事業（P24）
 - 生涯学習振興事業（P25）
 - 青少年健全育成事業（P25）
- 前期実施計画を総括し、後期実施計画で踏襲する施策を時点修正する。